

第1回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会 議事概要

日時：平成27年5月29日（金）15時27分～17時10分

場所：第3特別会議室（中央合同庁舎第2号館 11階）

【1. 開会】

- 議事に先立ち、部会長から議事の取扱いについて、独立行政法人評価制度委員会運営規則第3条及び第5条に基づき、説明があった。
- 次に、「参考資料1 部会名簿」に基づき、委員の紹介があった。
- 次に、独立行政法人評価制度委員会令第1条第5項に基づき、部会長から部会長代理の指名があり、梶川融委員が指名された。
- 次に、事務局である総務省行政管理局上村行政管理局長から挨拶があった。

【2. 議事】

- 「議事1 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の進め方（案）」について、事務局から説明があり、案のとおり了承された。
- 「議事2 独立行政法人会計基準に係る中長期的な論点（たたき台）」について、事務局及び梶川部会長代理から説明があり、その説明を踏まえ、以下の質疑応答があった。

（委員）企業の会計における「成果」は「売上げ」になるが、パブリックセクターの会計における「成果」とは何か。また、「成果」と「コスト」の対応関係をどう整理するべきか。報告体系として非財務情報を入れないと説明できない部分もある。

（事務局）独立行政法人制度改革を踏まえた平成27年1月の改訂では、主務大臣が法人に与える目標との連携を図ったところではあるが、成果と一表になる形で見えないという課題は認識。

例えば、IPSASでは、サービス業績の報告を非財務情報として求めているので、評価との接続をいかにシンプルでわかりやすくするか検討する必要はある。

（委員）会計情報を活用するためには、他の定量的あるいは定性的な（非財務）情報が不可欠である。中期計画の実行度が材料になると個人的に考えるが、会計のフレームワークでどう位置付けるかが難しい。

今までの会計基準改訂の中でも、移行独法の取扱いは議論されてきたが、適用時期等の時間の制約もあり、本質的な検討はできずにいたところである。今回の検討は、独立行政法人の本質は変わらないという前提で議論するべきか。特に、移行独法を議論の中でどのように位置付けるかについて、委員間でコンセンサスを取る必要がある。

国と法人との関係（法的、財政的、利益処分、区分経理等）についても、検討する必要がある。

財務報告の利用者と目的の整理に加えて、財務情報の機能も考えておくことが必要。その際、ぜひ調査・研究（財務諸表利用者の理解度、国民の活用実態について）したほうがよいと考える。

（事務局）先行独法と移行独法の主な違いとしては、利益の概念が異なる。例えば、URの場合、事業を行うことで利益を獲得するが、研究機関は研究事業を行うことで利益を獲得するものではないことや、博物館で展覧会を開催した時の入場料収入を獲得利益として考えるべきか、整理にあたっては難しい部分がある。また、法人の統合の結果、先行独法に移行独法の性質が混在している場合も見られる。先行独法と移行独法で区別して議論することは問題ないが、最終的には一つの会計基準でやる必要があると考える。

御指摘いただいた「財務情報の機能」についても、検討するべき事項として、論点に追加したい。

（委員）財務情報を用いた成果指標を直ちに開発し、組み込むことは難しいと考えるが、行政サービスにかかわる目標・成果関連の非財務情報を財務報告において統合的に開示することはPDCAの観点からも意義があると考えます。

また、財務報告は、その外部報告機能を通じて、財務情報が外部の利用者による評価に利用されることで、ガバナンスに貢献するものである。しかしながら、国民をはじめとする外部の利用者による財務情報活用を促進するのは容易ではないことから、財務報告の利用者を支援する情報仲介者（研究機関、マスコミ、アナリスト等）による財務情報の活用実態についても考える必要がある。

（事務局）外部報告である財務報告について、法人のガバナンスの貢献という観点から、使用いただくことは重要と考えている。また、情報仲介者の情報利用について、リサーチが必要と考える。

(委員) 企業側の作成する立場の経験からは、財務諸表を読み解く情報仲介者（アナリスト等）が大きな役割を果たしている。しかしながら、一般に広くわかりやすいものを作成しようとする、情報が粗いものになってしまう。

独立行政法人は、膨大な財務情報を作成しているが、増えていく一方では、さらに届きにくく、わかりにくくなるという点では、財務情報を整理する、取捨選別する必要があると考える。

今後、国際基準を意識していく必要も認識するが、まずは、日本基準と国際基準のギャップを検討する必要がある。

(事務局) いかにシンプルでわかりやすい財務報告にするかは重要である。目先の対応の結果として開示する情報が増えていったのは否めない。

利用者の観点からのレビューとしては、(財務報告は) マー分りやすい事例は、財投機関債発行の独法であろうと思う。先行独法には、別の利害関係者がいるはずであるため、この考え方を適用させるかどうかは検討する必要がある。

(委員) 例えば、URと博物館では、自己収入の意味合いが異なるため、事業分野を踏まえた会計の適用を留意する必要がある。

(委員) 委員間で議論する際、議論がかみ合わないことのないよう、国からの財政支援の有無や事業の特性など、共通認識の下、議論を進める必要がある。

(事務局) 御指摘を踏まえ、資料作成は工夫したい。

(委員) 独立行政法人の損益計算については、制度創設当初は法律上の文言を優先したが、別の体系を検討してもよかったと考える。誰にどのような情報を提供するかという点が大事である。

【3. 閉会】

- 質疑応答を踏まえ、各委員からの個別論点を事務局が整理し、次回の部会で提示することとなった。
- 次回の会計基準等部会は、7月に開催することとされ、議題は論点の整理と論点に関する事項とされた。

以上